

シリーズ/ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

(第3回) 「取調べ対応・弁護実践マニュアル」発刊!

平成 24 年 2 月、日本弁護士連合会から、「取調べ対応・弁護実践マニュアル」が発刊された。

同書は、2009 年（平成 21 年）4 月に発刊した、取調べの可視化に関するマニュアル 3 部作（「被疑者ノート活用マニュアル」、「取調べの可視化申入書（モデル案）活用マニュアル」、「取調べ一部録画事案弁護活動マニュアル」）を一本化したものである。しかし、同書は、単に三冊を一つにまとめたばかりではない。特に検察庁不祥事に端を発した取調べ録画・録音の拡大施行を踏まえて、取調べの可視化に関する現在の弁護実践を、できる限り分かりやすくまとめたものである。

上記施行について、近時の動きをまとめると、以下のとおりとなる。

1 裁判員裁判対象事件についての取調べ

2011 年（平成 23 年）6 月頃から、従前の一部録画を超える範囲の録画が実施されていたが、同年 8 月 9 日付の事務連絡により、「その範囲を試行的に拡大」することが要請された。その後、検察官取調べにおいて全過程を録画した事例が報道され、現在、否認事件においても、録画試行は拡大されている。

なお、検察庁の発表によれば、裁判員対象事件の被疑者取調べについて、録音・録画を実施した事件

数は、平成 24 年 3 月末現在で 1277 件、そのうち全過程録音・録画がなされた件数は、208 件とされている（上記 8 月 9 日の事務連絡を受けて、「試行的に拡大」された平成 23 年 9 月から平成 24 年 2 月末までに最高検に報告があったものの集計）。

2 知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べ

2011 年（平成 23 年）7 月 8 日付け依命通知により、「東京地検、大阪地検、名古屋地検においては『取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を実施する』、その他の地検においては、『各庁の実情に応じ、可能な範囲で、取調べの録音・録画の試行を実施して差し支えない』とされた。この試行は、裁判員裁判対象事件以外の事件も対象とされている。

なお、同様に検察庁の発表によれば、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べについて、録音・録画を実施した件数は平成 24 年 3 月末現在で 388 件、そのうち全過程録音・録画がなされた件数は、120 件とされている（平成 23 年 9 月から平成 24 年 2 月末までに最高検に報告があったものの集計）



3 特捜部・特別捜査部の独自捜査事件における被疑者取調べ

特捜部については、2011年（平成23年）2月23日付け依命通知により、同年3月18日以降に被疑者を逮捕した事件において試行実施、更に、同年4月8日の法務省大臣指示を受けて、同月26日、「録音・録画の試行に関する運用」を作成。特別捜査部については同年7月8日付け依命通知により、同日から施行されている。

なお、特捜部・特別刑事部の取調べについて、録音・録画を実施した件数は平成24年3月末現在で67件、そのうち全過程録音・録画がなされた件数は、28件とされている（平成23年4月から平成24年2月末までに最高検に報告があったものの集計）

4 警察における取調べの録画の試行

2012年（平成24年）2月23日、国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」が発表されたが、その中で、警察における取調べの録画の試行については、「可視化の在り方について検討するための実証的資料を得るため」の方策と位置づけ、裁判員裁判対象事件、及び知的障がい等を有する被疑者について、自白事件に限らず、否認事件も含めて、広く試行を実施すべきとした。

これを受けて、警察庁は、裁判員裁判、及び知的障がい等を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行指針を発表し、前者については平成24年4月1日から、後者については同年5月1日から、それぞれ試行を開始するとしている。

以上のとおり、ここ2年の間に、検察庁・警察における取調べの録画・録音（全過程を含む）の試行は、確実に拡大している。すなわち、今日、担当する事件において、全過程を含む取調べの録画・録音

が行われても、何ら不思議ではないのである。

そこで、このような状況に弁護人として如何に対応するか、特に、全過程録画・録音に備えて、自己の依頼人である被疑者に、どのようにアドバイスを行うかは、被疑者段階の弁護人において、緊急に検討すべき課題となっている。このような要請に、本書はビビットに対応している。

具体的には、捜査段階・公判前整理手続・公判の各段階について、弁護人がなすべき弁護活動を、分かりやすく解説している。特に、被疑者に対して取調べが録画される可能性があることを告知した上で、その対応をどのようにアドバイスするかが重要であるが、本書ではこの点についても、一定の視点を提示している。また、捜査弁護において必須となっている可視化申入れについて、一般事件他に、知的障がい等によりコミュニケーション能力に問題があると考えられる被疑者の場合、少年の場合、及び要通訳事件の場合の申入書文例が掲載されており、極めて実践的内容となっている。

本書を読めば、自白事件・否認事件を問わず、全刑事事件における可視化時代の弁護実践のベーシックフレームが、一目瞭然に明らかになる。そして、これに基づいて個々の弁護人が可視化弁護実践を行うことにより、「作文」調書による「調書裁判」も、捜査機関による危険な一部録画の流れも、一掃することができる。是非、一読をお勧めする。

なお、本書は、大阪弁護士会人権課において配布中である。一人でも多くの会員が、手に取り、熟読され、今後の弁護活動の参考にして頂ければ幸いである（必要な方は、大阪弁護士会館7階委員会部人権課まで）。

i 「全過程可視化事件を起訴 特別背任罪で東京地検」
2011.6.13 産経ニュース

東京地検特捜部は13日、会社法違反（特別背任）罪で、東京都港区の不動産投資会社「セリアセットアドバイザーズ」元役員の被疑者を起訴した。取り調べは検察・警察を通じ、初の全過程の録音・録画（全面可視化）となった。

検察は、検察改革の一環として特捜部事件での取り調べの可視化を導入し、4月から、作成した供述調書の読み聞かせなど一部の場面で実施。今回は5月24日の逮捕直後の弁解を聴く場面（弁解録取）から録音・録画していた。